

# みんながともに暮らせるまちへ 新しい生活様式のもとでの 障がいのある人への合理的配慮

合理的配慮という言葉を知っていますか？これは、障がいのある人が、日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

近年は新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした新しい生活様式が求められているため、障がいのある人の中には、これまでに無かった困りごとに直面している人もいます。そこで、今回の特集では、障がいのあるみなさんが新しい生活様式によって直面している困りごとや、コミュニケーションを通じたお互いの配慮の方法などを紹介します。

## こんなときはこうしよう！ 「新しい生活様式」での障がいのある人の困りごと

### 聴覚障害など

○聴こえない・聴こえにくい人は、口の動きや顔の表情から話の内容を読み取ることが多いため、マスクを着用していると情報が伝わりにくく、困っている場合があります。

- ・相手の方を向いて、これまで以上に相手の顔を見て話すようお願いします。
- ・筆談、身振り、イラストや図を交えて工夫して伝えることも有効です。

### 視覚障害など

○人や物との距離をつかめない人、物に触れて確認することが必要な人など、人との距離感がつかみづらく困っている場合があります。

- ・どのようなサポートの方法がよいか、お互いに話し合うようお願いします。
- ・困っている様子の人がいたら、声かけをお願いします。
- ・可能な範囲で手引きや誘導をお願いします。

### 知的障害・精神障害・発達障害など

○障がいの特性により、感染症への不安を強く感じる人もいます。

- ・困っている様子の人には「何か困っていることはありませんか」などの声かけをお願いします。また、わかりやすい言葉で、ゆっくり肯定的に説明することで、不安を軽減することができます。

○外部の刺激に敏感なため、マスクなど肌に触れる物を着用することに苦痛を感じる人もいます。

- ・事情によりマスクの着用が難しい人もいることを理解し、柔軟な対応をお願いします。

- ・十分な身体的距離の確保や、パーティションの利用など、マスク以外の感染防止対策の検討をお願いします。

○人との接触を最低減にするため、対面による説明などの十分なケアが不足し、必要な情報が取得できず困る人もいます。

- ・情報を発信するときは、1つの方法ではなく、映像、音声、文字、手話、イラストなどさまざまな手段を使うことができます。
- ・会話を控えることが求められる場所では、写真やイラストなどを使ってわかりやすく示すようお願いします。
- ・地域に情報が伝わりづらい人がいないか確認し、声かけや回覧板、掲示板などの活用をお願いします。

### 不安や悩み気軽に相談を！

本市には、障がいのある人やその家族からの相談を受け、助言などを行う障害者相談員がいます。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

#### 田川地区障がい者基幹相談支援センター

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らせるようにさまざまな相談を受け付けています。

- 障がいのある人の虐待に関する相談
- 障害福祉サービスの利用に関する相談
- 権利擁護の相談
- 暮らしに関する相談
- 専門機関の紹介 など

☎23-0400、FAX 23-0425

メール tagawa-kikan@gaea.ocn.ne.jp

受付：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(祝日・年末年始12/29～1/3を除く)

※ただし、障がいのある人の虐待に関しては、いつでも(24時間365日) 相談を受け付けます。

#### 身体障害に関する相談

##### ●身体障害者相談員

- 藤光 若生 (☎090-8836-9747)
- 円垣内正己 (☎42-8360) ○山本 律 (☎44-2908)
- 関野 加織 (FAX 42-2000)\*

##### ●聴力言語障害者生活相談員 ○西川 慧子 (FAX 42-2000)\*

※高齢障害課のFAXを通じて相談

##### ●知的障害者相談員 (主に発達障害に関する相談に対応)

- 牛島実基子 (☎44-0394) ○本永 澄子 (☎42-5989)

##### ●身障なんでも相談 (身体障害者団体連絡協議会)

- と き 毎月第4日曜日 9時30分～12時30分
- ところ スマイルプラザ田川

##### ●聴力言語障害者生活相談

- と き 毎月第2・4水曜日 13時～16時
- ところ スマイルプラザ田川

### 【障がいを理由とする差別の解消に向けて】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合いながら、共に生きる社会、誰もが安心して暮らせる社会を目指しており「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。この法律は令和3年5月に改正され、市町村などに義務化されていた「合理的配慮の提供」が、民間事業者にも義務化されることになりました。

本市では、この法律の趣旨を尊重し、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら、共に学び、共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。



共に学び、共に生きる  
「共生社会」の実現を目指して！